

都市計画マスターPLANの主な改定ポイント

このたびの都市計画マスターPLANの改定は、本市の社会情勢の変化を踏まえ、第二次山陽小野田市総合計画に即す形で、都市計画法第18の2に基づき行うものであり、基本的には、平成21年に策定した現行の都市マスに示すまちづくり方針を継承し、見直しが必要な部分について、修正し、改定するものである。

主な改定の要素
・持続可能な都市づくりを推進するための集約型都市構造
・山口東京理科大学の公立化、薬学部新設
・レノファやサンパーク、竜王山、本山岬、花の海などの集客に対応
・防災や空き家
・公共施設やインフラ等の維持・保全・管理
・協創、シビックプライド、スマイルエイジング
・都市再生整備計画
・厚狭駅南部地区まちづくり
・景観行政団体
・特定用途制限地域

経過状況		
平成 29 年	11月27日 ～12月15日	市民アンケート実施
平成 30 年	3月19日	改定委員会開催（第1回）
	6月11日	改定委員会開催（第2回）
	7月9日 ～7月20日	高校生アンケート実施
	7月17日	都市計画審議会（中間報告）
	8月2日 ～8月10日	都市計画きらきら会議（第1回） (小野田地域、高千帆地域、厚狭地域、埴生地域)
	8月22日 ～8月30日	都市計画きらきら会議（第2回） (小野田地域、高千帆地域、厚狭地域、埴生地域)
	10月17日	改定委員会開催（第3回）
	12月25日	都市計画審議会（中間報告）
平成 31 年	1月7日	改定委員会開催（第4回）
	2月28日	改定委員会開催（第5回）
	3月22日	都市計画審議会（中間報告）

(5) 実現化方策の展開

本市の将来都市像や都市構造の実現に向けた都市計画としての主体的な取組及び事業・施策の展開を示します。

項目	短期（おおむね5年）	中長期（おおむね10～20年）
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域の見直し ○郊外部の無秩序な市街化抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ○目指すべき土地利用の誘導
都市施設 (道路、公園・緑地等)	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備・改良 <ul style="list-style-type: none"> ・県道妻崎開作小野田線の整備 ・県道小野田山陽線の整備 ○都市計画道路及び都市公園・緑地の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路及び公共交通網、都市公園・緑地の整備と維持管理
都市環境 (防災・防犯、下水道等)	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・防犯・交通安全対策 ○下水道計画の見直し ○生活環境施設の整備と維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備 ・生活道路の整備 	
市街地整備 都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ○都市再生整備計画の推進 ○景観法等を活用したルールづくり <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画、景観条例 ・屋外広告物条例 ○市街化の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ○規制・誘導

山陽小野田市の将来像

【都市構想図】

